

社会福祉法人江北会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人江北会（以下「本会」という。）の定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する宿泊費等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員、役員について報酬は支給しない。

2 評議員、役員について旅費については旅費規程によるものとする。

(費用の弁償)

第4条 本会は、第2条の第1号、第2号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2 費用の弁償の額は実費とする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。